

(議長)

次に小野寺議員の発言を許可いたします。

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい議長。

3問用意しました。

まず1問目であります。新型コロナの次なる波に備えた体制作りをということで起こしました。大きくこの中では二つあります。

それで、今日も何人かの議員から新型コロナの関係で出ました。今、小康状態というような感じだろうと思います。私はこの時だからこそ、今言われております秋以降の次の波、北海道で言うと第3波ということになるのでしょうか。それが来たとしても、またこの江差、南檜山に感染者が出たとしても、先ほど町長からもありましたが、しっかりとした体制が出来ている。こう言える体制作りを今からすべき、こういう主旨から質問をするものであります。

ご存知のとおり、政府の専門家会議の数字の提言。また国会の議論。それを受けまして、今厚生労働省もかなり急速に対策を進めております。各都道府県に対して、今後もしコロナがまた同じように拡大した場合、そのピーク時の見通しを各都道府県に求めて、そしてその見通しを含めて、PCR等の検査体制の強化等、これも各都道府県に求めています。文書も各都道府県に通知を出しております。

今後具体的な動き、対策、PCR検査等、急速に各都道府県、地域で進んでくると思います。それで、2点する、質問するものであります。

まず(1)PCR体制作りについてお伺いいたします。現在、いわゆる帰国者、接触者、外来センター、またそこ以外でも、地域で外来センター、そういうところで感染疑いの人から採取した検体を、PCR検査機器で、その機械で検査できるのは、この道南では現在函館市と道の保健所、渡島保健所ここだけであります。仮にもし、江差で検体採取しても、檜山ではPCRの検査機器がありません。ですから今は札幌の道立衛生研究所、そこに運ぶことになっていると思います。間違っていたら指摘して下さい。

次なる波がもし、この地域で集団発生、いわゆるクラスターが発生したら、その時に仮に道央でも発生したら、札幌に持っていくとしてもすぐ札幌では検査できない。そういうことが考えられます。こういう事例はこの間、北海道で、各地で発生いたしました。検査が遅れて救える命が救えなかった。こういう事例、北海道だけではなく全国でもありました。道南で検査できる施設が2か所では、仮にそういう緊急時、とても命を救うそれには間に合わない。PCR検査そのものを檜山または南檜山でもできて、そしてそのためにも檜山医師会、関係町長、江差保健所等と早急に協議して、この夏のうちにPCR検査体制を作ることが私は必要だと思います。鈴木知事も現行の検査体制、これを3倍に拡充する

と記者会見で言うておりました。これはもちろん、地域医師会と協力して作っていくということが前提になっていると思います。町長の見解を伺います。

二つ目ですが、医療の提供体制。これについても実態として非常に心配です。感染症指定医療機関、この二次医療圏で道立江差病院。前にも言いましたが、これは4ベットしかありません。北海道全体でも、この感染症指定医療機関、北海道全体ですよ。92床しかありません。それでももちろんこれでは足りませんので、北海道では厚生労働省の指導の下に、一般病院や一般病棟も含めて、今北海道で700床でしょかね、もうちょっと増えるでしょうか。確保していると言いますが、これだって本当にクラスターが各地で発生して、足りない。そういうことも考えられる。それで今、北海道知事これを1,500床にすると、これも同じように記者会見で言うておりました。これも、増やすと言っても、病院を作るわけではありません。急ぐやり方としては地域の医療機関、空きベットの活用。そして、特定の病院に入院した。そうしますとその病院だけでは医師が足りない。看護師が足りない。そうしますと地域の医師、看護師等の応援体制、これを南檜山、二次医療圏でまざるやっていく。受け入れ体制の病床の確保、これをしっかりと今から医師会、関係町長、保健所の協議が急がれると思います。町長の見解を伺います。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員からの新型コロナウイルスの次なる波に備えた体制作りについてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、PCR検査は検体を道立衛生研究所に運んでおり、検査結果の判明までには検査件数が多かった時期は3日から4日かかっておりましたが、現在は1日から2日で判明しておりますし、また、感染症対応のベット数は、南檜山医療圏では道立江差病院の4床の現状となっております。北海道知事は5月29日の会見において、感染拡大に備える対策強化として、検査体制の強化、検査能力の拡充、重症度等に応じた受け入れ病床及び軽症者用の宿泊療養施設の確保をあげております。檜山あるいは南檜山圏域としては、重症患者は医療機器が整っている函館市の医療機関へ搬送せざるをえない状況であることを鑑みますと、第3次医療圏との連携体制整備強化が重要であると考えております。

また、PCR検査におきましては、集団感染拡大を封じ込める対策の一環で、積極的疫学調査で濃厚接触者となった方全員にスクリーニングとして実施されることに変更されましたので、感染者が確認された場合は、検査数が増加することが想定されます。

検査結果が迅速に判明することは重要であります。検査機器整備だけでなく、医師や看護師、検査技師を含める医療スタッフが必要になりますし、それにより通常の診療に影響

響が出ることが考えられますので、第3次医療圏との連携の重要性について、去る6月5日に開催された檜山振興局長及び檜山管内町長とのテレビ会議の場において、私から3次医療圏との連携強化についてを要請させて頂きました。その後、一昨日の6月9日、北海道は第3波以降に備えた医療提供体制の充実強化として、21の第2次医療圏にそれぞれ、PCR検査センターを設置する補正予算案を定例道議会に提出されるとの発表がなされました。どのようなPCR検査センターがこの南檜山地域で設置されるのか、具体的な内容はまだ確認できておりませんが、私としては、検査体制の整備のみならず、仮に陽性患者が発生した場合には、患者本人のみならず、濃厚接触者の検査、更にはその収容先等も含め、この南檜山圏域の医療機関、特に道立江差病院の医療体制等に危惧していることも事実であります。機会を見つけ振興局や保健所とも適宜相談協議をしていきたいと考えております。

最後に、第2次医療圏におけるPCR検査体制の内容等が分かり次第、町民には周知をさせていただきますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですね。

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

はい、是非予算がついたらすぐ動けるということを進めて頂きたい。この地域で安心して過ごせる。そのためにも町長にも奮闘して頂きたいと思います。よろしく願いいたします。

それで2問目に移ります。それで、この問題も何人かの議員に出ておりました。いわば今の私達の生活どうするか。ということで二つ目に新しい生活様式について、取り上げました。国の方で、出しているカラーのよく見る新しい生活様式。これは、テレビ、広報等でよく見るものですが、実は新しい生活様式の、ある意味、事業版といいますか、色んな業種ごとに、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインという名前で、各種作られております。これ見ますと、本当に細かい所、箸の上げ下げとまでは言いませんが、それに近い位の内容のガイドライン。まあ生活様式の具体化。それぞれの仕事するうえで、おいてであります。もちろん、これから感染の波を防止するんだということで、日常的な対策としては非常に重要なこと。必要なことと考えますが、これを町民の中で、我々日常の仕事の中で、暮らしの中で各業者の仕事の中で、それを守っていくということになりますと、これは大変困難なものも率直にいつてあると思います。お金もかかるものもあると思います。具体的にどうやったらいいんだ。迷うところもあると思います。これ実は国の具体的な推進策、支援策も私も良く見えない、二次補正の中でも色々出てきているようですけども、まずは私たちの江差町の中で、どの様に取り組もうとしているのか、町長にお考えをお聞きし

たいと思います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小野寺議員の2問目、新しい生活様式等に町としてどう取り組むのかというご質問でございます。

5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、感染が拡大しないよう長丁場に備えて、新しい生活様式の具体例や業種ごとの感染拡大予防、ガイドラインの作成が提言されました。

また、北海道においても、新しい生活様式の実践に取り組む、北海道スタイルを構築し、その実践を道民にお願いしているところであり、休業要請が解除される事業者の皆様にも北海道スタイルの実践と、利用者や消費者に伝わるようPRにも積極的に取り組んで頂くことを前提に準備が整った事業者、施設から再開となったところがございます。業種別のガイドラインについてはそれぞれの業種団体より、各事業者や施設等に通知がされており、それぞれ感染防止策を講じているところがございます。

町といたしましても、この新しい生活様式、北海道スタイルの実践が感染拡大防止に有効と考えており、既に5月22日版の町民向けお知らせチラシにおいて、新しい生活様式の実践をお願いしておりますし、今後も北海道と連携して北海道スタイルの実践について、町民及び事業者、各種団体の皆様に広く周知し、感染防止の拡大に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

それで、この問題についてちょっと再質問させていただきます。

今町長おっしゃったとおり、周知、まあ広報といいますか、それは江差町もそうですが、国の方でもテレビ等を通してやっておりますが、実際にしたら現場どうなのかなという点で、これは一番分かりやすいのは、江差町が直接かかわる部分。江差町と直接かかわらない民間の部分の部分はちょっと置いておいて、二つお聞きしたいと思います。

1点目。建設現場どうなのかな。建設現場と言いますか工事。ガイドラインでは出ております。これはもちろんですから、民間等広く該当するものだろうと思いますが、江差町が発注する建設工事関係、これはどのように町として進められているのか。緊急事態宣言が出ていた時から中止等々、入札等々については通達もありました。それから今宣言が

解除された今の時点で、まさしくガイドラインを具体化するために、例えば江差町の発注している工事等は、どのように進めていらっしゃるのか一つお聞きしたい。

それから、この点で最後ですが、私達日常で、特に高齢者、一般介護予防事業等で、そろそろきっと、センター等を使って事業が再開されていると思います。昨日も一部、南が丘で、あれはもしかしたら老人クラブでしょうか。ちょっと出ているのを見ましたが、今どのようにこの新しい生活様式を使った、具体的な事業を展開を担当課の方で進めていらっしゃるのか。簡潔で1、2点参考例もあれば教えて頂きたいなと思います。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」

それでは私の方からですね、建設業における感染防止対策という観点でご答弁を申し上げます。建設業における感染防止対策についてはですね、議員ご案内のとおり、5月の14日付けで国土交通省より感染防止対策に係るガイドラインが出されているところがございます。このガイドラインの中ではですね、講じるべき具体的な対策としてですね、従業員や作業員の健康の確保であるとか、あるいは現場での対応等、具体的な事例を含めて、事細かに占めされているところがございます。

町の発注工事につきましてもですね、このガイドラインを基本として取り組むことで考えてございますが、それぞれの工事の内容によってですね、対応が異なるものと考えてございます。それぞれの工事の受注者とは現場の状況に応じて対応をとっていくようにですね、協議をしていきたいと考えてございます。特に心配されるのが、様々な業種が関連するような建築の工事等について、室内で密になる可能性もございます。今後そのような現場についてはですね、特に受注者と連携をしながら、感染防止に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

また一方でですね、これだけの対策を講じた上での作業となりますので、工事の進捗状況にも影響が出るものと考えてございます。工期の設定についてもですね、十分余裕を持った工期の設定を考えていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

(議長)

いいですね。いいですね。

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

新しい生活様式を取り入れた介護予防事業の様子についてご説明させて頂きたいと思っております。6月第1週からいきいき健康教室が再開しまして、転ばん塾につきましても今週

の8日の月曜日から再開しておりますので、その様子をお知らせできればと思います。これまで地域包括支援係の方では、介助員を交えてまして再開準備を重ねてまいりました。4月から開催する予定でしたので、中止になってからは2週間に1度のペースで、実は介助員の方が健康検査、参加の宅の方に訪問したりしながらですね、この間の健康チェックとその間自宅でできる運動資料の提供、それから脳トレの資料提供をしながら様子を伺いながら再開に向けて準備を積み重ねてまいりました。そういう積み重ねをしてきた中での6月からの再開ということだったので、ある一定程度の情報提供と周知はなされていたかと思っております。転ばん塾の方に関しましても、こちらにつきましては、各町内会のご協力を頂いているところでもありますので、各代表者の方達とも情報共有をしてまいりました。いつ頃から施設が使えるのかとか、どういうふうに集まったらいいんだろう。どんなふうに関心と連絡を取ればいいんだろうと、そのような相談を受けたりして、都度密を避けることであるとか、そのようなアドバイスをしながら、この間対応をしてきました。実際に6月に入りまして、事業を再開しているわけですが、その間私達の方としましては、非接触型の体温計、おでことかにあててとるやつですね、そういうものを用意をしたり、当然アルコール消毒液の準備、確保等もしてまいってるところです。事前に周知をしておきましたので、バスによる送迎をする場合においても、乗車前に検温させて頂き、37度以上高温である場合については休んでもらうということについても、理解を得ています。来てから帰れとかって言われて嫌な気分になられるのがやっぱりすごく困りますので、事前にそのような周知もしながら、皆さんには参加をしてもらうということで、参加者主催者両方の総意の元で進めているのが特徴ではないかと思っております。会場については当然のように、再度検温をすること。活動中のマスク着用の徹底。それから施設内出入りするときに種々のアルコール消毒というのが、必ず行うことで理解を深めながら進めているところではあります。会場内につきましては、ソーシャルディスタンスを確保するために、これまで以上に隣前後の席の幅、広げて設営して、窓や扉を開けて、閉めきることなく、密状態にならない環境での活動となっております。制約のある中での再開となりましたが、参加した皆さんの方から、この新しい生活様式に則した中で、みんなに会うこと。少々離れて座ったとしてもですね、やはり元気な顔を見れて、すごく大変喜ばれているという光景が見られました。とてもテレビの報道などで不安がってですね、休んでいる方も中にはいらっしゃると思いますが、このような状況の中で、無事に安全にできていることが、ちょいちょい広がっていけば、また帰ってきてくれる方も増えてくるというふうに期待して進めているところではあります。以上です。

(議長)

小野寺さん、3問目ですか。

「小野寺議員」

いや、それでね。

(議長)

3問目でしょう。

「小野寺議員」

3問目いきます。

(議長)

確認します。3問目。

「小野寺議員」

はいはい。

(議長)

はい、3問目。

生活支援コーディネーターについて。

「小野寺議員」

ちょっと待ってください。今の課長、是非進めて下さい。まだまだ地域で閉じこもりつきりかな、というふうに見える方もいらっしゃると思います。まだまだこの間、一般介護予防等これまで出ていなかった方を積極的に誘うということも含めて、この新しい生活様式、是非拡げて頂きたいと思います。

3問目いきます。

(議長)

はい、3問目。

「小野寺議員」

それで、少し高齢者の、まさしく新しい生活様式のかなりピンポイント的に、具体的に動く部分で、私は生活支援コーディネーターの役割は大事だなという意味で、3番目にちょっとピンポイントですが、取り上げさせて頂きました。

この間、一般質問、予算質疑等でも実は取り上げておりますので、私の意図は十分ご理解していると面ます。

それで現在、江差町では3名、この生活支援コーディネーター配置されております。厚生労働省は高齢者の生活支援介護予防の基盤整備を推進していくことを目的として、地域

において、生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能を果たすと、まあ書いております。で、それで、そもそもですね、この介護保険制度で、なんで、どうして、この生活支援コーディネーターを配置するようになったのか。ということ、これを押さえなかったら問題意識ちょっとわからないかなと思いますので、この介護保険制度の改正で、要支援の1、2の方を、介護保険制度改正で介護保険給付の本体から離しちゃったんです。で、それを市町村の地域支援事業でやってくださいよと、これがそもそもの始まり。で、その要支援1、2の方は、場合によっては、従来の介護サービスの事業者ではなくて、地域の団体、NPO、場合によっては町内会、そういったところで、事業費を安くしてやってくださいというのが厚生労働省の考え方。それでそのために、どうしたらいいんでしょうね。担い手の発掘も含めて、一緒に体制整備を進めましょう。その役割が地域支援コーディネーターというのがそもそもの出発なんです。間違っていたら言ってください。

それで、2点改めて町長にお聞きします。

まず一つ。今江差町が進めている生活支援体制整備事業での生活支援コーディネーターの事業展開、かなり幅広く行われております。これは、先ほど私縷々説明しました、背景それから直接的な厚生労働省の考え方、これから見て、どのような位置付けになるのか。

それから二つ目。先ほど2問目でもお聞きしましたがけれども、新型コロナ、これからもまだまだ心配だ。高齢者、本当に外で出てもらう。そういう意味では、高齢者の生活支援の中で、生活支援コーディネーターが果たす役割。私は一層大きくなるのではないかと。そういうふうに考えております。江差町として、この役割、これから果たす役割。どのように考えているかお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、町長。

(町長)

小野寺議員の3問目。厚生労働省の基本的な考え方から見た、江差町の生活支援コーディネーターの事業展開と位置付け。新型コロナウイルスの心配が続く中で、生活支援コーディネーターが果たす役割に関する2点のご質問にご答弁申し上げます。

まず1点目の、生活支援コーディネーターの事業展開と位置付けについてでございます。議員ご指摘のとおり、厚生労働省が平成27年度の介護保険制度改正で創設された介護予防、日常生活支援総合事業は、市町村が中心となって地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで地域の支えあい体制作りを推進するもので、江差町介護保険特別会計、地域支援事業の中に、生活支援体制整備事業が位置付けられております。コーディネーターの事業展開ですが、町内会、老人クラブ、社会福祉協議会、NPO等の多様な主体で構成する地域支えあい協議体では、高齢者の買い物支



援に関する調査研究として、水堀町内会をモデル地区とした買い物支援と実態調査に、町内会と一緒に取り組み、その成果については町内会連合会や老人クラブ連合会にフィードバックする予定としております。

更にタウンミーティングでは、町内会役員をはじめ、幅広い世代が参加するワークショップが積み重ねられたことで、それぞれの地域が持つ現在の課題や自分達で出来る支援やサービス等について話し合われ、タウンミーティング終了後には地域住民が主体となった自主活動が行われるようになった町内会もあり、町の中に生活支援体制整備が浸透し始めているところでもあります。

2点目の新型コロナウイルスの心配が続く中で、生活支援コーディネーターが果たす高齢者支援の考え方についてであります。これまで地域課題を洗い出すために、町内における地域実態調査を行なってまいりましたが、コロナ感染の緊急事態宣言に伴う不要不急の外出の自粛等、町民の生活が脅かされている現状だからこそ見えてくる地域の課題、必要とされる支援を把握し、必要な支援サービスに結びつけるため、4月27日に生活支援コーディネーターと主任ケアマネ、社会福祉士が32町内会長宅を訪問する形で、いち早く地域実態調査を実施したところでございます。ここで得られた情報については、役場内の関係部署と共有し、対応に結び付けることができました。

また、今後の参考となる情報や意見につきましては、長引くコロナ対策の中で、必要な支援やサービスに繋げてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

ちょっと時間きましたので、1点だけお聞きします。1点だけ。

来年の次期、8期ですか、介護事業計画に向けて、まだ国の方では細かいのは出てきておりませんが、一定程度、骨太というか、部分は出てきております。それで、改めて、先ほど町長、コーディネーターの果たしてきた部分ありましたが、私は率直に言って、もう少し具体的な仕事を本当に全町で展開する、その方針を次期、8期の介護保険事業計画の中にしっかりとりたいこむと、実態調査何年やってきたでしょうかね。現時点でまだ国の方から示されていませんが、もうやることは決まっています。コーディネーターの仕事、それをしっかりと今まで以上に具体的に進めるということについて、ちょっと課長のお考えをお聞きしたいと思います。

「高齢あんしん課長」

高齢あんしん課長。

(議長)

副町長。

いい座れ。副町長答えれ。今の質問について。

「副町長」

高齢あんしん課長答えます。

(議長)

高齢あんしん課長。

じゃあ高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

次期8期計画に具体的なというご質問だったかと思います。

議員ご承知のとおり、今年が第7期計画の最終年となっております。次期計画の、今年が次期計画の策定の年となりますわけでありましてけれども。現在の進捗状況ですけれども、65歳以上の世帯を対象とした在宅介護実態調査、それから高齢者日常生活ニーズ調査というアンケートの調査票が、再来週には発送できる今準備をしているところです。

今後のスケジュールなんですけれども、調査票の回収を7月いっぱい終了して、委託先にて9月頃までには、その集計作業が行われます。その間、第7計画の評価を行い、10月から策定委員会を開催して、1月末には完成させるという、そういったスケジュールで今進めているところなわけですので、従いまして、現時点で検証評価が完全に終了しているわけではございません。そういう意味では、具体的な施策をここで示すということはいえないんですが、今回の策定作業につきましては、高齢あんしん課できまして、3係が一体となって作る初めての計画となります。そういう意味では、3係が持っているこのデータや実績、そして今回お話しがありましたコーディネーターが積み重ねてきたこの地域実態やタウンミーティング、それからマチカフェ等から得られた町の声とか活動成果を、いかに活用して江差の現状に則した計画にしていけるかという、そういうところに鋭意努力をして取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解頂きたいと思っております。以上です。

(議長)

はい、以上で小野寺議員の一般質問を終わります。

以上で、今定例会に通告がありました一般質問は、全て議了いたしました。

これで一般質問を終結いたします。

1時まで休憩いたします。